

幼児教育の無償化に伴う手続きについて(私立幼稚園をご利用の方へ)

羽島市子育て・健幸課

令和元年10月1日から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化されました。

対象となるのは、羽島市に在住し、私立幼稚園(市外の幼稚園を含む)に在園するお子さんです。幼児教育の無償化を受けるためには、施設等利用給付認定の手続きが必要となりますので、在園する幼稚園を通じて、市へ申請をお願いいたします。

対象者

3歳から5歳(小学校就学前)までのすべてのお子さん
 ※満3歳児は、3歳になった日(誕生日)から対象となります。

利用料

上限額:月額25,700円 ※原則、幼稚園が保護者に代わって受領
 ・利用料が月額25,700円を超える場合、超過した分は保護者の負担となります。
 ・入園初年度に限り、入園料も月額に換算して無償化の対象となります。その場合、月の利用料と月額換算した入園料を合計して、月額25,700円までが対象です。
 ・食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外です。ただし、副食費(おやつ・おかず代)について、市民税が所得割額77,101円未満(世帯年収360万円未満程度)の世帯や、所得にかかわらず小学校3年生以下のお子さんから数えて第3子以降のお子さんなどについて、補足給付(償還払い)の対象となります。詳しくは、令和6年4月以降に幼稚園を通じて案内を配布予定です。

預かり保育の無償化を利用する場合

上限額:月額11,300円または1日450円×利用日数のうち低い方の額
(満3歳児は月額16,300円が上限)

預かり保育を無償化するためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。また、満3歳児の場合は、保育の必要性がある市民税非課税世帯のお子さんに限り、無償化の対象となります。

詳しくは、別紙「私立幼稚園の預かり保育事業の無償化について」をご確認ください。

◇対象年齢早見表◇ 令和6年度版

認定区分		クラス年齢	対象児童	所得制限		
幼児教育	預かり保育			新1号	新2号、新3号	
新1号	新3号	満3歳児	3歳になった日～令和4年4月1日生まれ	なし	市民税非課税世帯	
	新2号	3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ		なし	なし
		4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ			
		5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ			

(裏面もご確認ください)

申請に必要な書類

●施設等利用給付認定1号認定(新1号:預かり保育の無償化を利用しない方)

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届(新1号認定用)

●施設等利用給付認定2号、3号認定(新2号、新3号:預かり保育の無償化を利用する方)

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届(新2号・新3号認定用)
- ② 保育の必要性がわかる書類(別紙「私立幼稚園の預かり保育事業の無償化について」参照)

認定内容に変更が生じた場合

今後、認定内容等に変更が生じたとき(保護者やお子さんの氏名、住所等の変更、保育の必要性の事由の変更、市外への転出、退園など)は、「施設等利用給付認定変更申請(届出)書」の提出が必要となります。

内容に変更が生じたときは、市または幼稚園にお尋ねください。

申請期限について

新年度の入園及び進級にかかる申請は、申請書および必要な添付書類をお子さん一人につき一つの封筒に入れて、在園する(入園予定の)幼稚園にご提出ください。

年度途中に入園する場合や認定内容の変更申請を行う場合は、利用を希望する月の前月20日ごろまでに市または幼稚園に必要書類を添付して申請書をご提出ください。

原則、毎月1日付けでの認定となりますが、月途中での入園の場合は、入園日から認定します。

申請期限を過ぎてご提出されますと、利用開始日からの無償化認定ができない場合がありますので、申請期限に間に合わないときは必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ先

羽島市健福祉部 子育て・健幸課 幼保支援係
(1階 30番窓口)
電話 058-392-1111(内線2523)